

監査の指摘に対する状況

No.	年度	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	2 定期監査	上下水道経営課	<p>行政財産目的外使用料徴収に係る事務が適切でなかったもの</p> <p>使用期間が6か月以上の有線テレビジョン放送線に係る行政財産目的外使用料の徴収について、納入期限が使用を開始する月の末日を越えて設定されていた。</p> <p>春日井市行政財産目的外使用料条例等に基づいた事務処理を徹底し、定められた納入期限を設定された。</p>	注意	<p>今後は、4月初旬に行政財産目的外使用許可一覧及び予算書で請求漏れが無いよう確認し、定められた納入期限を設定し事務を行うよう周知しました。</p>	措置済